

「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、中国等で感染が拡大している新型コロナ感染症について、国内において観光等、経済活動への影響が出始めていることを踏まえ、労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より以下のとおり開設しました。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内)

<受付時間> 9時00分～17時00分 ※土日祝除く

<相談内容> 新型コロナウィルス感染症の影響による一般的な労働相談

☆新型コロナウィルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部 指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています(企業訪問によるコンサルティング、就業規則の整備支援など無料で行います。)

2 ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

(神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階)

<受付時間> 8時30分～17時15分 ※土日祝除く

<相談内容> 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

3 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウィルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

<受付時間> 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

<相談内容> 新型コロナウィルス感染症の発生に関すること

帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話 0120-60-3999(フリーダイヤル)

小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します。

<受付時間> 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)